

○ 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>附 則</p> <p>（削る）</p> <p>（政令への委任） 第二条 （略） 第三条 （罰則に関する経過措置） （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（処分等の効力の引き継ぎ） 第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働基準法又は労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）（これらに基づく命令を含む。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>（政令への委任） 第二十五条 （略） 第二十六条 （罰則に関する経過措置） （略）</p>